

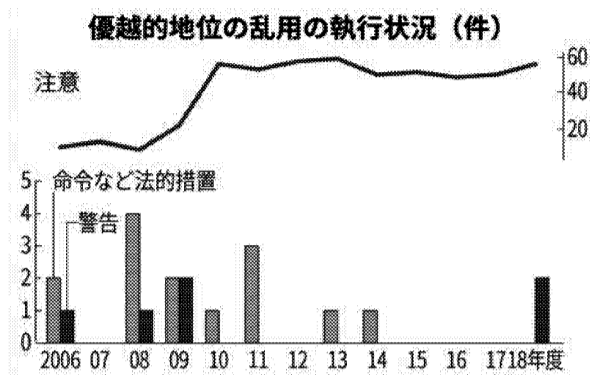
公正な取引を求める独占禁止法の適用範囲が広がるにつれて、競争当局と企業との緊張は高まっている。IT（情報技術）など新分野では「独占」をどう測るかが定まっておらず、違反行為の線引きは必ずしも明確ではない。規制とイノベーションのバランスをどう保つのか。競争当局にも世界標準の執行力が問われる。（世瀬周一郎）

企業との間に緊張高まる

新分野の違反 不明確

膨張 独禁法

2019年11月、家電量販店のエディオンは公正取引委員会による審判の取り消しを求め、東京高等裁判所に訴えた。発端は12年にさかのぼる。公取委はエディオンが取引先メーカーに商品の搬出入や陳列をさせたことが優越的地位の乱用にあたるとして、約40億円の課徴金納付命令を出した。納得できないエディオンはまず審判を請求。19年10月、公取委は一部について、該当するとは認められないとして、課徴金を約10億円減額する審判を出している。幹部は「規模が大き



優越的地位の乱用の執行状況（件）

命令を不服として5社は審判を求めた		
	年	当初の課徴金納付命令額
日本トイザラス	2011年	3億6908万円
山陽マルナカ	11年	2億2216万円
エディオン	12年	40億4796万円
ラルズ	13年	12億8713万円
ダイレックス	14年	12億7416万円

〔注〕優越的地位の乱用を巡る事業、審判で額が変わるケースも

いメーカーに対し、ウチが優位に立てるはずがない。調査が不十分だ」と憤る。企業にとって経営責任を問われかねない処分のことや優越的地位の乱用行為があったかどうかは譲れない争点だ。10年に優越的地位の乱用に課徴金が導入されてから、エディオンや山陽マルナカを席巻する大企業と向き合う、適正な競争環境を確保することだ。デジタル経済のもとで反競争行為をどう認定するか、当局の力量も試される。先行する欧米の当局は巨額の制裁金を科すなど「強大な

先行する欧米当局

強い権限人材に厚み

世界の競争当局にとっての共通課題は、新分野と多様な人材に強みがある（井上朗弁護士）。世界の売上高の10%を上に

欧州委員会は競争法に違反した企業に対し、全抜き監視を強めている。米競争当局は必要な情報に制裁金を科す権限を保持する。米連邦取引委員会（FTC）はテック分野の競争状態を調べるタスクフォースを新設。米ウーバー・テクノロジーズや法律事務所からITに精通する弁護士らを引き抜き監視を強めている。

欧州委員会は競争法に違反した企業に対し、全抜き監視を強めている。米競争当局は必要な情報に制裁金を科す権限を保持する。米連邦取引委員会（FTC）はテック分野の競争状態を調べるタスクフォースを新設。米ウーバー・テクノロジーズや法律事務所からITに精通する弁護士らを引き抜き監視を強めている。

欧州委員会は競争法に違反した企業に対し、全抜き監視を強めている。米競争当局は必要な情報に制裁金を科す権限を保持する。米連邦取引委員会（FTC）はテック分野の競争状態を調べるタスクフォースを新設。米ウーバー・テクノロジーズや法律事務所からITに精通する弁護士らを引き抜き監視を強めている。

欧州委員会は競争法に違反した企業に対し、全抜き監視を強めている。米競争当局は必要な情報に制裁金を科す権限を保持する。米連邦取引委員会（FTC）はテック分野の競争状態を調べるタスクフォースを新設。米ウーバー・テクノロジーズや法律事務所からITに精通する弁護士らを引き抜き監視を強めている。

欧州委員会は競争法に違反した企業に対し、全抜き監視を強めている。米競争当局は必要な情報に制裁金を科す権限を保持する。米連邦取引委員会（FTC）はテック分野の競争状態を調べるタスクフォースを新設。米ウーバー・テクノロジーズや法律事務所からITに精通する弁護士らを引き抜き監視を強めている。

欧州委員会は競争法に違反した企業に対し、全抜き監視を強めている。米競争当局は必要な情報に制裁金を科す権限を保持する。米連邦取引委員会（FTC）はテック分野の競争状態を調べるタスクフォースを新設。米ウーバー・テクノロジーズや法律事務所からITに精通する弁護士らを引き抜き監視を強めている。

欧州委員会は競争法に違反した企業に対し、全抜き監視を強めている。米競争当局は必要な情報に制裁金を科す権限を保持する。米連邦取引委員会（FTC）はテック分野の競争状態を調べるタスクフォースを新設。米ウーバー・テクノロジーズや法律事務所からITに精通する弁護士らを引き抜き監視を強めている。

欧州委員会は競争法に違反した企業に対し、全抜き監視を強めている。米競争当局は必要な情報に制裁金を科す権限を保持する。米連邦取引委員会（FTC）はテック分野の競争状態を調べるタスクフォースを新設。米ウーバー・テクノロジーズや法律事務所からITに精通する弁護士らを引き抜き監視を強めている。

欧州委員会は競争法に違反した企業に対し、全抜き監視を強めている。米競争当局は必要な情報に制裁金を科す権限を保持する。米連邦取引委員会（FTC）はテック分野の競争状態を調べるタスクフォースを新設。米ウーバー・テクノロジーズや法律事務所からITに精通する弁護士らを引き抜き監視を強めている。

日米欧の競争当局の権限は...

欧米当局は強い権限と執行力を持つ

	日本		EU	米 国
	改正法	現行		
制裁金などの算定率	(違反行為関連の売上高) × 10%		同30%以内	同20%
上限	基本額の2倍		世界売上高の10%	1億ドルか利益・損害の2倍のいずれか高い方
算定の対象期間	10年	3年	上限なし	上限なし
課徴金減免制度(リーニエンシー)	調査協力の度合いも考慮 ← 申告順位に基づく		順位・協力に応じる	同左
刑事罰	あり		なし	あり
最近の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> アスファルト合材を巡るカルテルを結んだとして8社に約398億円の課徴金命令 「データの価値」などを重視した新しい企業結合審査指針 		競争法違反で3度にわたって約1兆円の制裁金	米司法省と米連邦取引委員会がIT大手を調査



GHQ(連合国軍総司令部)の指示で独禁法と公取委は生まれた(本部が置かれた第一生命ビル、東京都千代田区)



米司法省は企業の反競争行為を「アメとムチ」で取り締まる(記者会見するバー米司法長官、20年1月、ワシントン)



欧州委員会はGoogleに対し巨額の制裁金支払いを命じた(ニューヨークのGoogleのオフィス)

競争当局 試されるバランス

かつて「吠(ほ)えない番犬」といわれた公正取引委員会は元気がいい。歴史をみると公取委が吠える時は、ガイアツと消費者の声という2つのキーワードを背景に、存在感を示すことに腐心してきたことがうかがえる。1947年、日本に独禁法と公取委が誕生したのは、敗戦とGHQ(連合国軍総司令部)の指示による。1989年に米国が世界初の独禁法(反トラスト法)を成立させてからほぼ半世紀後だ。「公正かつ自由な競争」のため刑事罰など強い権限を与えられた公取委。だが当時の日本は不況にあえぎ、多くの業界で企業倒産を防ぐカルテルを政府が公認し、活躍の場はなかった。公取委が踏み込んだのが1974年の石油ヤミカルテル事件だ。石油危機のさなか、便乗カルテルを繰り返す石油元売りに公取委が排除勧告を出すも効果なし。消費者は怒り、厳正対処を求める声が高まった。ついに公取委は石油元売り12社や役員を初めて刑事告発。しかし長い裁判を経て一部が高裁や最高裁で無罪となり、公取委はその後約20年間、刑事告発をしなくなった。「吠えない番犬」といわれたゆえ

報を集めるために、アメとムチを使い分ける。米司法省には、企業がカルテルなど反競争行為をエックする「コンプライアンス・プログラム」を運用している場合、制裁の減免などを勘案する制度がある。企業も弁護士を雇い、競争当局と交渉するのは日常の光景だ。日本の公取委も動き始めた。20年末の施行を目指す改正独禁法では「裁量型課徴金」制度を導入する。調査の協力度合いに応じて課徴金の減免率が変わる仕組みだ。従来の尋問優先の調査では時間がかかり、十分な摘発ができていないという指摘があった。平尾寛弁護士は「日本は白目主義で、膨大な供述調書をとりながら、諸外国と比べて非効率的」と話す。18年12月には企業に自主的な改善を促す「確約手続き」の運用が始まった。調査を受けた事業者がまとめた改善計画が十割を免除する。19年10月、旅行予約サイトがホテルなどに最安値保証を求めた問題で、楽天は改善計画を担う「デジタル経済対策室」を新設。担当も10人に増やしデジタルプラットフォームフォーマ担当のグローバルな競争環境のもとで、日本だけが世界の「抜け穴」になることは許されない。競争当局が世界標準の執行力を身につけてこそ、企業や消費者の不利益を防ぐことができるはずだ。